

町・県民税、所得税の申告が始まります

確定申告

平成16年分確定申告の税務署窓口での相談および申告書の受け付けは、2月16日(水)から3月15日(火)までです。

なお、岡崎税務署では、平日以外にも2月20日(日)および27日(日)に限り受け付けを行っています。

岡崎税務署 〒444 8552
岡崎市羽根町字北乾地50 1

申告に必要なもの

印鑑
申告書
所得の分かるもの
収入経費の帳簿書類、源泉徴収票(コピー不可)、農業所得のお知らせ
所得控除に必要な証明書・領収書など
個人年金や生命保険・損害保険に支払った保険料の証明書、医療費の領収書・保険金などで、補てんされる金額の分かるもの
所得税の還付申告をする場合は、本人名義の預金口座番号

相談会場および問合せ

申告の種類	相談会場など	申告	
		期間(平日のみ)	時間(正午~午後1時除く)
町 県 民 税	幸田町役場税務課 ☎62 - 1111	2月16日(水) ~ 3月15日(火)	午前9時 ~ 午後4時
所 得 税	岡 崎 税 務 署 ☎58 - 6511	2月16日(水) ~ 3月15日(火)	午前9時 ~ 午後5時
贈 与 税		2月1日(火) ~ 3月15日(火)	
消 費 税		3月31日(木)まで	
個 人 事 業 税	西三河県税事務所 ☎27 - 2713	3月15日(火)まで	

【お願い】

所得税の申告で事業所得や不動産所得のあるかたは、必ず総収入金額・必要経費を項目別に集計し、收支内訳書を記入しておいてください(前年分の收支内訳書が必要となる場合があります)。受付期間中、正午から午後1時までには休憩させていただきます。

【無料税務相談所】

所得税の申告で分からないときは、税理士による無料税務相談所をご利用ください。

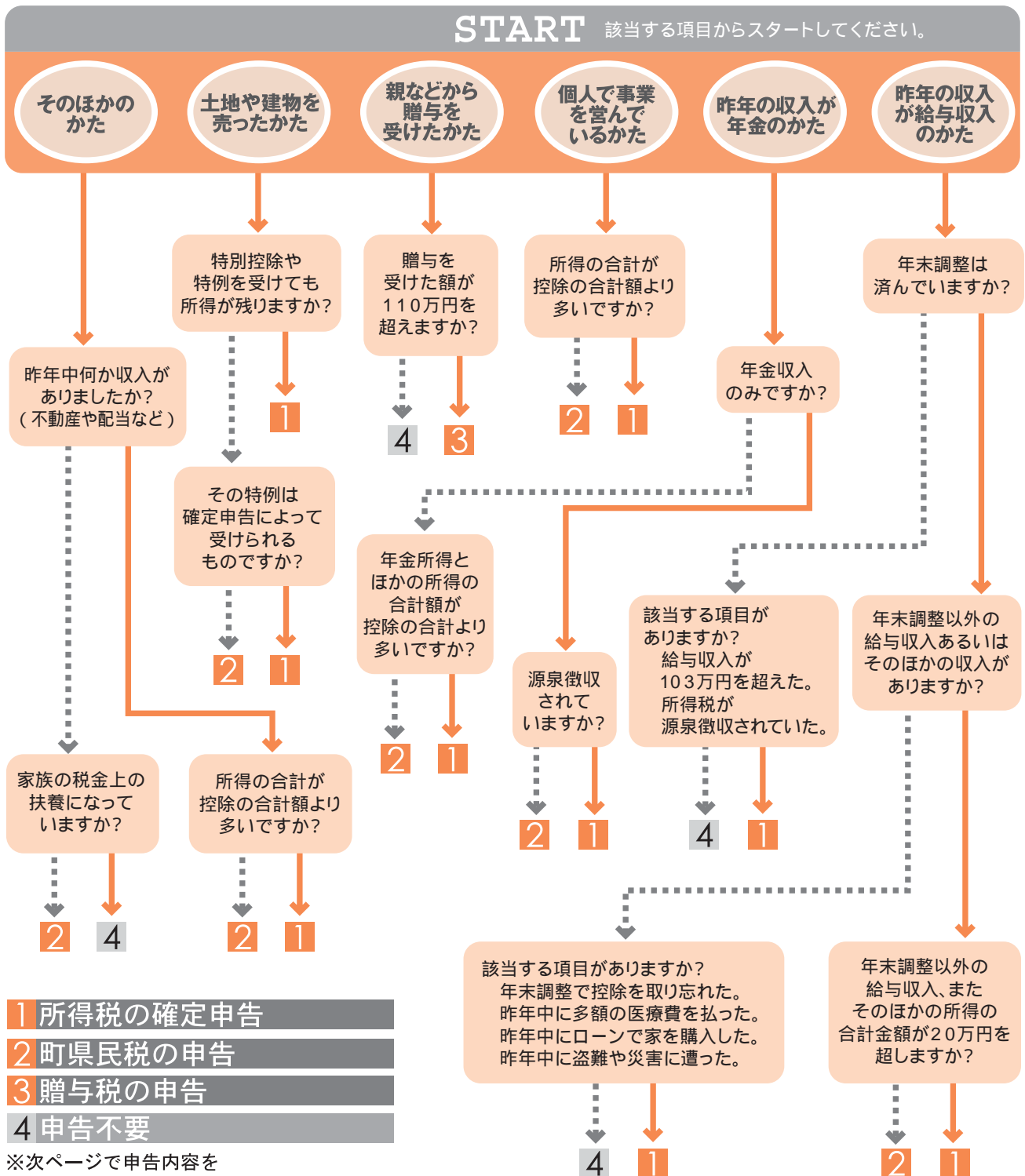
と き 2月18日(金)から28日(月)までの平日

と ころ 幸田町商工会

相談時間 午前9時30分 ~ 午後4時 正午から午後1時までには休憩です。

あなたはどの申告が必要？ あなたの収入などの状況により、必要な申告を確認して下さい。

← はい ← いいえ



1 所得税の確定申告

2 町県民税の申告

3 贈与税の申告

4 申告不要

※次ページで申告内容を
確認のうえ申告してください。

1 所得税の確定申告

事業・不動産所得など のあるかた

昨年の各種所得金額合計が、所得控除額（基礎控除・扶養控除など）の合計より多いかたは、確定申告をしなければなりません。

給与所得のあるかた

通常、勤務先の年末調整で税金の精算が行われていますので、確定申告の必要はありません。しかし、次のいずれかに該当するかたは確定申告をする必要があります。

- その年の給与収入が2,000万円を超えるかた
- 給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超えるかた
- 給与を2か所以上から受けているかた

所得税の還付申告

給与所得者や年金収入のかたで、確定申告の必要がないかたでも、次の場合は確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

マイホームをローンなどで取得したかた：申告に必要なものは、住民票の写し、住宅土地の登記簿謄本・住宅（土地）の売買契約書の写し、住宅ローンなどの年末残高証明書

です。増改築の場合は、さらに建築確認通知書の写し、検査済証の写しまたは建築士から交付を受けた増改築等工事証明書などが必要です。多額の医療費を払ったかた、災害や盗難に遭ったかた、年の中途で退職し、年末調整がされていないかた、年末調整で控除の手続きを忘れたかた



妻のパート収入と税金の関係

パートの収入	夫の所得から配偶者が控除が	夫の所得から配偶者特別控除が	パート収入に所得税が
103万円以下	受けられる	受けられない	かからない
103万円超 141万円未満	受けられない	受けられる	かかる
141万円以上		受けられない	

上記の金額は目安ですので、個人により若干の違いがあります。

パート・内職をしているかたへ
パートタイマーや内職をしているかたで、年間の給与や内職などによる収入が103万円までのかたは、所得税がかからないことになります。

また、給与および内職などによる収入が103万円を超えると配偶者控除は受けられませんが、141万円未満であれば、配偶者特別控除の適用が受けられます。

町・県民税、所得税の申告が始まります

2 町県民税の申告

平成17年1月1日現在、幸田町に住んでいて、昨年中に収入のあったかたや、次の項目に該当するかたは、町県民税の申告が必要です（所得税の確定申告をしたかた、給与所得者で年末調整された給与所得のみのかたは必要ありません）。

土地・建物などを売ったかたで、特別控除や課税の特例を受けることにより、所得税の確定申告の提出義務のないかた

前年中に退職をしたかた
給与所得者で給与以外にも所得のあったかた、または、2か所以上から給与を受けたかた

年金や恩給を受けているかたで、社会保険料控除や生命保険料控除などを受けるかた
雑損控除、医療費控除などを受けるかた

また、昨年中に収入のなかったかたで、家族の税金上の扶養に入っていないかた（特に、国民健康保険に加入しているかたは、申告の有無により、国民健康保険税の額が変わることがあります）も申告が必要です。申告書は、税務課に用意してあります。前年度申告されたかたは、2月上旬ごろ郵送する予定です。

次に該当するかたは、税務署で申告相談をお願いします。

- ・住宅借入金などの特別控除を受けられるかた
- ・土地、家屋、株式などを譲渡されたかた
- ・青色申告（青色決算）をしているかた
- ・営業、農業、不動産など収支計算の申告をされるかた（収支内訳書の完成しているかたは除きます）

3 贈与税の申告

昨年の贈与税申告の相談および申告書の受け付けは、2月1日（火）から始まり、期限は3月15日（火）までです。窓口での受け付け以外に、郵送または税務署の時間外収受箱に投かんすることで提出することもできます。贈与税は、個人から財産をもらったときに、もらったかたにかかる

税金です。昨年1年間に、個人から贈与を受けた財産の価格合計が110万円を超えるかたは、贈与税の申告および納税が必要ですが、居住用財産の贈与や住宅取得資金などの特例があります。これらの特例は申告の手続きが必要です。

消費税

平成16年分個人事業者の消費税の確定申告は、3月31日（木）までです。

消費税は、事業者自身が課税売上高や税額を計算し納付する「申告納税制度」をとっています。所得税の確定申告同様、申告書は、正しく早めに提出しましょう。

対象 平成14年分の課税売上高が3,000万円を超えるかたや課税事業者を選択されたかた

個人事業税

所得税の確定申告または町県民税を申告されるかたは、個人事業税の申告の必要はありません。

なお、年の中で途中で事業を廃止したかたの事業税は、通常の場合と異なり、事業を廃止した日から1か月以内に、西三河県税事務所に申告してください。

振替納税のご利用を

所得税や消費税（個人事業者）の納税方法に、振替納税の制度があります。

これは、銀行などの預金口座から振替によって納税を済ませるものです。この制度を利用されますと、納税のための手続きが少なくなり、うっかり納税を忘れて余分な延滞税を支払うことがなくなり、利用されるときは、「預貯金口座振替依頼書」（用紙は最寄りの金融機関または税務署にあります）を提出してください。



提出期限	所得税	3月15日（火）
	消費税	3月31日（木）
提出先	岡崎税務署または金融機関	
税に関するご相談は専用電話へ	岡崎税務署相談室	
	☎58・1211	